

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定について

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律により、気候変動適応法第21条に指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)が規定され、益田市でも熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表されたときに、暑さをしのげる施設を確保することで、極端な高温時において熱中症による重大被害の発生を防止するため、クーリングシェルターを指定します。詳細につきましては下記のとおりです。

記

1 指定施設

施設名	所在地	開放日	時間帯	受入可能人数
益田市役所本庁舎 1階 多目的スペース	常盤町 1-1	月曜日から金曜日 (祝日を除く)	8時30分～17時15分	10人
益田市立保健センター 2階 市民交流サロン	駅前町 17-1	月曜日から金曜日 (祝日を除く)	8時30分～22時00分	10人
		土日、祝日	8時30分～17時15分	
益田市役所美都分庁舎 1階 ロビー	美都町都茂 1803-1	月曜日から金曜日 (祝日を除く)	8時30分～17時15分	5人
ふれあいホールみと 1階 ロビー	美都町都茂 1692-甲	月曜日から金曜日 (祝日を除く)	8時30分～17時15分	10人
益田市役所匹見分庁舎 1階 相談室	匹見町匹見 イ 1260	月曜日から金曜日 (祝日を除く)	8時30分～17時15分	5人
匹見タウンホール 1階 ロビー	匹見町匹見 イ 1260	月曜日から金曜日 (祝日を除く)	8時30分～17時15分	10人
		土日、祝日	8時30分～17時15分	

2 運用期間

本日から10月23日(水)まで

3 注意事項

- ・開所は、原則「熱中症特別警戒アラート」が発表されたとき
- ・飲料水等は各自で持参
- ・利用できる日時・場所は、指定施設の開館している日時及び指定した場所のみ
- ・その他、利用に当たっては各施設の指示に従う

